岡山県自主活動参加者への見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心岡山県づくり県民会議登録会員が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動に参加した者が、事故等で負傷、死亡した場合における、見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

- 第2条 見舞金支給対象者は、安全・安心岡山県づくり県民会議登録会員が行う犯罪のない安全で 安心なまちづくりに係る活動(県内の区域における活動に限る。)に参加し、事故等で負傷、死 亡した者とする。ただし、県費で保険に加入している地域安全推進員等は支給対象としない。 (支給対象活動)
- 第3条 見舞金支給対象とする犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 学校、通学路等における子どもの安全確保活動
 - (2) 防犯診断、防犯パトロール等の地域安全活動
 - (3) 地域安全マップ作成、防犯教室、防犯講話等の防犯力向上活動
 - (4) 少年非行防止、落書き消去運動等の犯罪を発生させない環境づくり活動
 - (5) 防犯キャンペーンなどの広報・啓発活動
 - (6) (1)から(5)に掲げる活動に必要な会議、打合せ
 - (7) その他犯罪防止を目的とした活動であって、知事が認める活動 (支給対象事故等)
- 第4条 支給対象事故等は、次に掲げるものを除いたものとする。
 - (1) 支給対象者の故意又は重大な過失により生じたもの
 - (2) 支給対象者の自傷行為又は犯罪行為により生じたもの
 - (3) 支給対象者の飲酒運転、無資格運転による事故又は薬物の影響下のもの
 - (4) 支給対象者の病気に起因する転倒などによるもの
 - (5) 活動場所への往復の途上で発生したもの
 - (6) その他知事が見舞金の支給にふさわしくないと判断したもの (見舞金の種類)
- 第5条 見舞金は、死亡見舞金、負傷見舞金、後遺障害見舞金の3種類とする。 (死亡見舞金)
- 第6条 死亡見舞金は、遺族に100万円を支給する。
- 2 死亡見舞金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。
- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 死亡者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として死亡者の収入によって生計を維持していた者
- (4) 前2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 3 死亡見舞金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号 に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位とし、父母については養父母を先にし、実 父母を後にする。

(負傷見舞金)

第7条 見舞金支給対象者が負傷した場合は、別表第1に定める負傷の程度に応じ、同表に定める額の負傷見舞金を支給する。ただし、治療期間が3か月以上となった場合には、その時点で同表に定める1級の金額を支給できるものとする。

(後遺障害見舞金)

- 第8条 見舞金支給対象者の負傷が治ゆした場合において、別表第2に定める程度の後遺障害が存するときは、同表に定める額の後遺障害見舞金を支給する。
- 2 前条ただし書きにより負傷見舞金を支給した場合においては、前項の規定により支給する後遺 障害見舞金の額から、当該負傷見舞金の額を控除したものを支給する。

(見舞金支給の申請)

- 第9条 見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を知事 に提出しなければならない。
 - (1) 死亡見舞金申請
 - ア 見舞金支給申請書(様式1)
 - イ 事故等状況報告書(様式2)
 - ウ 自動車安全運転センター岡山県事務所長発行の事故証明書(交通事故の場合)
 - エ 死亡診断書又は死体検案書
 - オ 受領者となりうる資格を証明する戸籍謄本等の書類
 - カ 事実上の婚姻関係にあったことの証明書(様式3)、扶養証明書(様式4)、先順位者が いない旨の申立書、見舞金申請者選定届その他知事が必要と認める書類
 - (2) 負傷見舞金、後遺障害見舞金申請
 - ア 見舞金支給申請書(様式1)
 - イ 事故等状況報告書(様式2)
 - ウ 自動車安全運転センター岡山県事務所長発行の事故証明書(交通事故の場合)
 - エ 医師の治ゆ証明書(様式5)、後遺障害診断書(様式6)又は治療期間が3か月を経過した以降に発行された医師の診断書
 - オ その他知事が必要と認める書類
- 2 事故等状況報告書(様式2)は、事故等の発生した日から1か月以内に提出するものとする。
- 3 その他の書類は、死亡見舞金を申請する場合には死亡したと認められる日から、負傷見舞金を申請する場合には負傷が治ゆしたと認められる日又は治療期間が3か月を経過した日から、後遺障害見舞金を申請する場合には後遺障害の症状が固定したと認められる日から、それぞれ起算して1年以内に提出するものとする。

(見舞金の支給)

- 第10条 知事は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、 見舞金支給決定通知書(様式7)により、申請者に対し支給の決定を通知するとともに、見舞金 を支給するものとする。
- 2 知事は、申請内容の審査及び見舞金の額の決定のため必要があると認めたときは、知事が指名する者をもって構成する審査委員会を開くものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年6月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年1月18日から適用する。

別表第1

負傷の程度		金額
1級	治療期間3か月以上の場合	100,000円
2級	治療期間1か月以上3か月未満の場合	50,000円
3級	治療期間2週間以上1か月未満の場合	30,000円
4級	治療期間1週間以上2週間未満の場合	10,000円

別表第2

<u> </u>	
後遺障害の程度	金額
1級	1,000,000円
2級	900,000円
3級	800,000円
4 級	700,000円
5 級	600,000円
6 級	500,000円
7級	450,000円
8級	400,000円
9級	350,000円
10級	300,000円
1 1 級	250,000円
12級	200,000円
13級	150,000円
14級	100,000円

備考

- 1 後遺障害の程度は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第29条第 2項に担定する障害等級に該当する障害による
- 2項に規定する障害等級に該当する障害による。 2 後遺障害の程度及び金額の決定については、地方公務員災害補償法第29条第5項から第8項まで及び地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)第26条の5第2項の規定の例による。